資料３－２

議題３　新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和３年度の固定資産税の軽減措置について（あま市提出）

市名	回答	
	(2)やむを得ない理由があると認めるときは、いつぐらいまで申告を認めるかについて	(3)何％程度の申告が出てくると見込んで予算編成を行うか、また、そう考えた根拠等について
名古屋市	担当税理士に事故があった場合など、やむを得ない理由があり、受付期間内に提出することができないときは、その理由を具体的に聴取し、個別に適用の可否を判断します。	株式会社東京商工リサーチによる第６回「新型コロナウイルスに関するアンケート」調査（令和２年７月14日公表）を参考に、中小事業者等の売上高の対前年度同月比が70%未満50%以上となる事業者の割合を全体の18.89%、50%未満を12.35%程度と仮定し、税制改正による影響額を算定してみたところ、家屋については税収の13%程度、償却資産は7%程度が減収になるものと試算しております。
豊橋市	国の交付金の請求期限に間に合う時期までと考えています。	税　2020年5月号において「減収額は1,000億円規模になる見通し」とされていることから、H31地方財政計画61,900億円から割り戻して、本市換算で約3億円を見込んでいます。
岡崎市	県に市町村税に関する相談票にて照会中。	家屋については全体の約10%程度、償却資産については全体の約20%程度の申告が提出されると見込んでいる。 根拠については、中小企業庁や商工会議所が発表したコロナ禍での影響の資料等を参考にして算定した。
一宮市	原則、認めない	申告の程度、及びこの措置による影響額を予測することは困難と考える。 その中で、当市の償却資産申告状況や事業用家屋数等の分析を進めたうえで、予算編成を行う予定である。
瀬戸市	原則は令和３年１月３１日（事情により対応する場合は、令和３年３月３１日までとする予定）	６００～１，０００事業者（2000×44%＝880） 中小企業約２０００事業者に５月から６月にかけて、売上に関するアンケートを実施。６１２の回答のうち、５０%以上減少した事業者は２４%、３０%以上減少した事業者は約２０%あった。
半田市	やむを得ない理由による期限延長は認めない予定です。	家屋21.4%、償却20.2%が減収となる見込みとしました。 根拠：本市において、市全体に対して資本金1億円以上の事業者の課税標準額の割合が、前年実績にて、家屋42.8%、償却40.3%であったため、その半分が減収となると見込んで算出しました。
春日井市	現時点では具体的な期限は決めておりませんが、納税通知書の発送前までは認めることになると思われます。	「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響とその対応（財務局調査）令和２年４月２７日」を参考に、家屋全体の税額のうち約５%、償却資産全体の税額のうち約７%程度の申告が出てくると見込んでいます。
豊川市	申告者が申告が可能になり次第速やかに申告をしていただきます。	償却資産については、個人事業主・中小企業全体の５０%、償却資産全体の１２．５%が減免の対象となってくると想定。積算根拠については、業種別に償却資産の税額を割り振り、サービス業、小売・卸し、製造業、複合サービス他を５０%減免に想定、また宿泊・飲食業、娯楽業については、１００%減免を想定し、積算した結果より得た割合となります。 事業用家屋については、償却資産の業種別の５０%か１００%かの減免割合の比を参考に事業用家屋の減免を積算した結果より得た割合となります。
津島市	令和３年２月末まで認めることを考えております。	条件は違いますが、（株）東京商工リサーチが発行するTSR情報の記事「第６回新型コロナウイルスに関するアンケート」の中で、持続化給付金を利用した割合は48.6%であったことを考えると、固定資産税の軽減措置の申告についても、50%程度ではないかと現状では考えております。
碧南市	現在のところ、条例、各Ｑ＆Ａに基づいた期限で考えているが、実際には提出の遅延があると考えられるのでケースバイケースで対応予定。 遅くとも固定資産の価格の決定が行われる３月末までとしたい。	軽減措置による影響額については積算中である。予算編成への見込みは予定しているが、申告件数が想定できないこともあり苦慮している。
刈谷市	国費で補填される特別交付金の県への申請スケジュールにもよるが、現時点では、納税通知書の送達前までの申告について認める予定。	軽減対象となる中小事業者のうち、実際にどれくらいの申告があるか分からないため、すべて全額減免となった場合を想定して予算編成する予定。

資料３－２

議題３　新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和３年度の固定資産税の軽減措置について（あま市提出）

市名	回答	
	(2)やむを得ない理由があると認めるときは、いつぐらいまで申告を認めるかについて	(3)何％程度の申告が出てくると見込んで予算編成を行うか、また、そう考えた根拠等について
豊　田　市	当初納税通知書に情報を反映できる期限までに提出があれば認める予定。	20%程度（他部署が実施している「中小事業者等に関する支援策」の申請者が所有している償却資産と事業用家屋を対象として積算）
安　城　市	やむを得ない理由をどの程度まで認めるか、またいつまで認めるか決まっていません。他市町村の回答を参考にさせていただきたいと思います。	全く根拠はありませんが、軽減対象者の６割の方が申告してくると想定して、そのうちの半分が全額、残りは半額で想定する予定です。多めに見込んでいます。
西　尾　市	納税通知書の発送前まで	現在、財政担当課と協議をしており、詳細について答えることができません。他市のみなさんの回答も参考にしたいと考えております。
蒲　郡　市	市役所開庁日及び償却資産申告期限を踏まえ、少なくとも令和３年２月１日(月)までは認める予定。さらなる期限延長も必要とは考えるが現時点では未定。	何%程度と見込むことは困難と考えています。軽減対象となると見込まれる業種を絞り込み予算額を検討したいと考えています。
犬　山　市	国の指針によると本特例措置は令和3年1月31日までに市町村へ申告された場合に適用することや申告の実効性を担保するため、固定資産税・都市計画税における他の申告制度と同様の罰則が設けられています。また、新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を国費補填されるとのことにて、申告受付日は重要な日付であると認識しており、当市については、1月31日迄に申告、2月1日受付(必着)とし、原則「やむを得ない理由があると認めるとき」に該当する申告は無いと考えます。	予算編成では、市税全般における減収見込みを推計しており、当該軽減措置に限定した減収見込みの分析は行っておりません。
常　滑　市	現時点では期限を設けない予定。	現時点では何%程度の申告が出てくるか見込めていないが、商工会議所への聞き取り等を行い、見込む予定。
江　南　市	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の申請期日が示されていませんが、令和３年度納税通知書発送日前日である、令和３年３月３１日までと考えています。	根拠はありませんが、全体の半数が申告を行い、そのうちの半数が３０％～５０％の収入減、残りの半数が５０％以上の収入減と見込む予定です。
小　牧　市	納税通知書を発送前までの申告を認めることを想定。	予算編成にあたり、対象事業者からの申告率は見込んでいません。市内中小事業者等の固定資産税に占める割合や民間シンクタンクの調査結果等から推計します。
稲　沢　市	一律の期日は設けない。	検討中
新　城　市	やむを得ない理由を個別に判断	申告率を段階的に設定し積算する予定
東　海　市	現時点では、ないものとして考えております。	対象となる中小企業で償却資産を有する事業者を対象とし、１００％で見込む。 理由は、見込みよりも申請が大きく収入が減少する方が影響が大きいと考えるものです。
大　府　市	別紙１「議題」に例示される理由（新型コロナウイルスの影響で期限までに提出することができなかったという理由）を認めるかは検討中になりますが、やむを得ない理由があると認める場合（地震等の天災、申告者の重傷病等）は地方税法第25条の５の２、国税通則法第11条等を参考に、その理由のなくなった日から２か月までと考えています。	対象となる中小企業等の内、1/3が申告するとして予算編成を行う予定です。 対象となる中小企業等の内、すべて申告、1/2が申告、1/3が申告の3パターンの試算結果を協議し、1/3が申告のパターンを採用することとなりました。
知　多　市	非常時の対応のため、やむを得ない理由があると認められる場合は、明確な期限を設けない予定。	個人事業主の家屋と中小企業の家屋・償却については、１０％を見込んで算出予定。 個人事業主の償却については、３０％を見込んで算出予定。 個人所有の事業用家屋は共同住宅が多く、主要な中小企業は臨海の企業が多いため、申告の割合は比較的少なめの見込み。

資料３－２

議題３　新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和３年度の固定資産税の軽減措置について（あま市提出）

市名	回答	
	(2)やむを得ない理由があると認めるときは、いつぐらいまで申告を認めるかについて	(3)何％程度の申告が出てくると見込んで予算編成を行うか、また、そう考えた根拠等について
知　立　市	現時点において未定としておりますが、地方税法第410条に基づき3月31日までに価格決定を行う事務上、3月31日までがやむを得ない場合に限る申告期限として妥当ではないかと検討しています。	中小企業・小規模事業者のうち、50％以上の申告があると見込んでいます。明確な算定根拠はありませんが、減免要件とされている任意の連続する３か月と愛知県下における緊急事態宣言の期間（4/10～5/31）の長さを鑑みたことによるもの。
尾張旭市	納税通知書の発送前までを想定している。申告が遅れた理由については、別途申立書等を記載していただくことを検討中。	現時点では問合わせも数えるほどしかなく、どの程度見込んでよいかも分からない状況。
高　浜　市	現状では令和４年度の申告期限までを予定。	当初予算には軽減を含まず見込み、実際の軽減税額がわかり次第補正を行う予定
岩　倉　市	納税通知書発送まで	軽減措置に関する減収を見込んだ予算編成は行っておりません。
豊　明　市	Ｒ３年２月末までを目途	検討中（現状では軽減に関する問い合わせはほとんどない）
日　進　市	提出期限につきましては１月３１日までを基本としますが、申告に必要な書類が手元に届かないなど諸事情を鑑みて対応したいと考えている。	本市の商工関係の部署からの情報や中小事業者を対象としたアンケート、新聞報道などを参考に対象事業者のうち、①売上高が50％以上減少した事業者を30％、②売上高が30％以上50％未満減少した事業者を50％と仮定して予算編成を考えていますが、予測が非常に困難なため引き続き動向に注視していきたい。
田　原　市	期限後、１～2ヶ月程度を検討中	現在検討中のため未定
愛　西　市	検討中です。	現時点では、見込みはたっていません。
清　須　市	やむを得ない理由があると認めるときは、具体的な期限を設けず申告を認める。	申告の提出割合ではなく次の方法を検討している。 通常の予算積算に加え、次の事業者は、特例制度の適用があることを勘案して積算することを検討している。 ①徴収猶予特例の適用をさせた事業者等 ②市が中小企業者等が融資を受ける場合に必要な信用保証料の助成を行った事業者等
北名古屋市	基本的には地方税法で規定されている令和3年1月31日までとするが、個別の案件ごとにやむを得ない理由により期限を定めずに申告を認めることを検討中。	現在、情報収集に努めるなど、積算方法について検討中。
弥　富　市	２月上旬まで	現在検討中
みよし市	納税通知書の発送前までとする予定。	今後、当初予算編成に向けて軽減見込額の算定を進めていくが、法人市民税及び個人市民税（事業所得・不動産所得）の減収見込割合を根拠として算定することを考えている。
あ　ま　市	申告する事業者の中には、複数の自治体に事業所を有する事業者も多いと思われるため、認める期日を統一されていたほうがいいと思われるが、今のところ概要調書のデータ作成も考え令和3年3月末で考えている。	今回の特例措置と対象者がほぼ同じである持続化給付金制度について、国が補正予算で中小事業者の約２０％の申請を見込んで補正予算を計上していたを参考に、本市中小事業者の家屋・償却資産の調定税額の２０％程度を減額することを考えている。
長久手市	やむを得ない理由（病気による等）と同時に申告が遅れた理由を付してもらい、個々にいつまで申告を認めるか審議する	セーフティネット4号申請のあった業者から事業用家屋、償却資産を持っている者を抽出し、半分は1/2の減免、半分は全額免除として見込んでいる（件数…事業用家屋22件、償却資産26件）